

## 三田産ロゴマーク取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三田産ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「三田産農畜産物」とは、三田市内で生産された農畜産物及び当該農畜産物を原料として加工・製造した食品等とする。

2 この要綱において「ロゴマーク」とは、三田産農畜産物の普及を図るため、市が制定したロゴマーク（別記）をいう。

(ロゴマークの使用基準)

第3条 ロゴマークは、別に定める基準に基づく場合に限り、これを使用することができるものとする（図柄を加工して使用することを除く。）。ただし、次に掲げる事項に該当する場合は、ロゴマークを使用することができない。

- (1) 法令や公序良俗に反する場合
- (2) 特定の個人又は団体・企業の売名に利用しようとする場合
- (3) 不当な利益を得るために利用しようとする場合
- (4) その他トラブルが発生するおそれがある場合

(ロゴマークの使用料)

第4条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(ロゴマークの使用期間)

第5条 ロゴマークの使用期間は、申請日から起算して1年間とする。

2 使用期間満了までに使用辞退の申出がない場合は、使用期間を自動更新するものとする。

(ロゴマークの使用申請)

第6条 ロゴマークを使用するときは、三田産ロゴマーク使用申請書を市長に提出するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 市の機関が、三田産農畜産物の生産、流通及び消費の拡大を目的に使用するとき。
- (2) 新聞、テレビ等の報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (3) その他市長が適当と認めた場合

2 市長は、前項の申請により使用を認めるときは、三田産ロゴマーク使用承認書により申請者に通知するものとする。

(不当な表示等の回避)

第7条 ロゴマークの使用に当たっては、第3条各号に掲げる事項を遵守するとともに、市民等に不快感及び誤解を与えるような表示又は表現は、避けなければならない。

(使用者の責務)

第8条 ロゴマークが表示されたものに関する事故、苦情等が発生した場合における一切の責任は、ロゴマークの使用者(以下「使用者」という。)に帰するものとし、使用者は、誠意をもって必要な措置を講じなければならない。

(使用の変更)

第9条 使用者は、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ三田産ロゴマーク使用内容変更申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請により変更を認めるときは、三田産ロゴマーク使用内容変更承認書により使用者に通知するものとする。

(使用の辞退又は中止)

第10条 使用者は、使用の継続更新を希望しない場合、三田産ロゴマーク使用辞退届出書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、ロゴマークの使用に関し、第3条各号のいずれかに該当する場合又は定められた使用方法によって使用していないと認められる場合は、その使用を差し止め、又は中止させることができる。

(ロゴマークの使用状況等の調査)

第11条 市長は、ロゴマークの適正な活用を図るため必要と認める場合は、使用者に対し、その使用状況等について報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(ロゴマークの使用に関する権利)

第12条 ロゴマークの使用に関する一切の権利は、三田市に帰属する。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

別記（第2条関係）

